

## 千葉県地方港湾審議会会議結果（概要）

### 1 開催日時及び場所

日時 平成18年6月16日（金）午後1時～午後2時20分

場所 オークラ千葉ホテル2階「エリーゼ」（千葉市中央区中央港1丁目13-3）

### 2 委員及び特別委員の現員数並びに出席者数

#### （1）委員及び特別委員の現員数

委員：33名 特別委員：2名 合計：35名

#### （2）出席者数（代理出席を含む）

委員：23名 特別委員：2名 合計：25名

### 3 議 題

（1）千葉県地方港湾審議会部会設置規程の一部改正について

（2）千葉県港湾管理条例の一部改正（案）について

（参考）

#### 千葉県港湾管理条例

（使用許可）

第四条 港湾施設のうち規則で定める施設を使用しようとする者は、規則の定めるところにより知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による許可の申請があつたときは、当該申請に係る使用が次の各号のいずれかに該当すると認める場合を除き、許可をしなければならない。

一 知事の定める港湾施設の能力に照らし適切でないとき。

二 港湾施設を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。

三 船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第三十九条の四に規定する一般船舶であつて、これについて同条の規定に違反する事実があるものに係るとき。

四 前各号に掲げるもののほか、港湾の開発、利用又は保全に著しい支障を与えるおそれがあるとき。

（監督処分）

第十三条 知事は、次の各号の一に該当する者に対して第四条第一項、第五条第一項又は第十一条の三第一項の規定による許可を取り消し、許可に付した条件を変更し、又はその行為の中止、既に設置した工作物等の改築、移転若しくは除去若しくは港湾施設の保全上若しくは利用上の

障害を予防するため必要な工作物の設置若しくは原状の回復等を命ずることができる。

- 一 この条例の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反した者
  - 二 第四条第一項、第五条第一項又は第十一条の三第一項の規定による許可に付した条件に違反した者
  - 三 詐偽その他不正な手段により第四条第一項、第五条第一項又は第十一条の三第一項の規定による許可を受けた者
- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、港湾の工事その他港湾の管理上必要が生じたときは、前項各号列記以外の部分に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。

#### 4 議決事項

(1) 千葉県地方港湾審議会部会設置規程の一部改正について

原案（「千葉県地方港湾審議会部会設置規程の一部改正について」）のとおり承認された。

(2) 千葉県港湾管理条例の一部改正（案）について

本審議会にて改正の趣旨について議論を行い、詳細については専門部会で検討した上で、再度審議会に諮ることで承認された。

なお、千葉県地方港湾審議会条例第6条第2項の規定により、会長から次の7名が専門部会委員に指名された。

①多賀谷委員、②御巫委員、③恵委員、④小林委員、⑤門松委員、⑥藤富委員、⑦鈴木委員

また、専門部会においては、審議の過程で個人に関する情報等が出る可能性があること、条例案の作成に係る質疑等を行う場であることなどから判断し、非公開により会議を開催することとした。

#### 5 主な質疑事項

【千葉県港湾管理条例の一部改正（案）について】

委員：そもそもこの条例の中に産業廃棄物の不法投棄の話を加えるのが適正なのかどうか。

事務局：今回の港湾管理条例において、産業廃棄物そのものを規制するものだと考えておらず、あくまでも港湾の適正な利用に資するために不適正な利用を規制していきたいという趣旨である。

事務局：県の残土条例でチェックしている一時堆積事業場の中に入ってくる残土の量と、その中から港湾で扱われている残土の量が、平成14年、15年、16年と、これが年々10%ずつ増えており、平成16年の状況では約60%が港湾から陸揚げされているような状態。港湾としても、かかる状態をこのままずっと見過ごす訳にはいかない。

委員：千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例の中で、例えば廃棄物等を輸送している車両について立入調査ができるとか、そういう規定があるが、港湾管理条例において、船舶に対し

て立入調査をすることができるのかどうか書いていない。

港湾管理条例で、例えば産業廃棄物の不法投棄のために港湾施設を利用するというをどこで特定されるのか。岸壁を使うときに知事の許可が必要だが、船舶が着岸する際には、事前に許可を知事に申請することになる。したがって、船はまだ千葉港には届いてない状況で多分許可を出すのではないか。

船が走っている最中に立入調査をしないのであれば、実際に船は港に着いてしまう。不法投棄をするかどうかというのは、積んで輸送している段階、あるいは、岸壁に着いた時点でも、まだ分からないと思う。

例えば山の中に産業廃棄物を捨てたという事実がわかって初めて遡って、「あなたは違反を起こしたから今後は許可しませんよ」という話になると思うが、船は必ずしも荷主、若しくは荷受け人が運航しているとは限らない。荷受け人が陸上で一旦受け取ってからどこかへ不法投棄した場合、途中の運航自体が不法投棄のためになったのかどうかを判断するのは非常に難しい。

議長：これから入ってくる船舶について立ち入りして調べるということは、海上保安庁はできるかもしれないが、港湾管理者としては恐らく現実にはできないのではないか。

委員：例えば外国船がコンテナ等に産業廃棄物を持ってきて千葉で揚げ、それを誰かがどこかへ捨てたという場合に、次にその外国船が入ってきたときに、本当に岸壁の使用許可を出さないのかどうか。条約上の問題があり、国によっては友好通商条約を結んでいるため、ある意味では商売の邪魔をしてはいけないところがある。それでも、知事の条例でもって、着岸させてしまうのか。不法投棄を規制することについての条例をそもそも管理条例で規定するのが良いのか

今回の千葉県港湾管理条例の改正目的が、例えば不法投棄をした会社、あるいは人間に対する行政処分的な内容に見えるが、本来、港湾管理条例ではなくて、千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例なのではないか。

事務局：港湾は公の施設であり自由使用が原則である。その自由使用の中でも、港湾を利用する者は適正な利用が原則になっている。そうであれば、産廃の不法投棄の目的のために港湾を利用することは不適正な利用であり、不適正な利用を規制することは港湾の適正な管理に必要なものだと考えていて、不適正な利用を規制していくための使用の不許可であると思っている。

委員：県民感情からすると、産業廃棄物の不法投棄のために港湾が利用されることについては何らかの手だてはないのかということが出発点だと思う。指摘の点を踏まえながら、一体どのような条例が可能なのかということを探ることになるのではないか。

委員：「その他の公の秩序をみだすおそれのあるとき」という文言が、実際に運用する際、幾らでも解釈ができるような文言だが、港湾管理条例第4条の方に一般条項があり、またさらに

一般条項的な書き方をするのは、どういうことを想定しているのか。

事務局：「その他の公の秩序」については、産廃等、それに類するもの、不適正な物質のみに限り、この条項を予定している。密輸や銃器、麻薬といったものまで規制範囲を広げるものとは考えていない。

事務局：例えば産業廃棄物収集運搬免許を持っていない者が、産業廃棄物を陸揚げしたい、という申請をしてきた場合、現行条例では許可しなければならないようになっているが、許可を得てない者が産廃を積んでくる場合には不法投棄のおそれがあるということが言えるのではないか。そういった場合には不許可に持っていきたい。

また、既に残土の中に産業廃棄物が混入されたことが確認でき、そういう確認できた船が千葉県の港に向かっているというときには、それを許可していくのは県民の感情に余りそぐわないのではないかとことから、そういったケースを不許可にしていきたい。

委員：「その他の公の秩序」という条項がなければ、港湾管理者として、きちっと管理ができないという事態が過去にあったのか。

事務局：今回の条例改正で考えているのは、あくまで産業廃棄物とか、不適正な物質とか、不適正に扱われようとしている残土とか、それに類するものだけを考えており、それ以外のものについては適用範囲を広げないような形の条文にしていきたいと思っている。硫酸ピッチの事例は、県内の専用埠頭において、そのような事例があった。

委員：「一定期間」というのは、今どのぐらいの期間を考えているのか。こういう方向で条例が改正された場合、どこに明示されることになるのか。

事務局：「一定期間」とは、現在、1年ないし2年を考えている。

各県の条例を調べたところ、大体が1年または2年になっている。国が出しているモデル条例も2年ということになっている。1年がよいか2年がよいかについては、専門部会の方で少し検討してほしいと考えている。条例の中に明示しようと思っている。

委員：「使用料を納付しない者」という規定を加えようということになっているが、現在、何件ぐらいで、総額でどのぐらい未納があるのか。それと、過去にとれないということで欠損の扱いにしたものがもしあれば、どのぐらいなのか。

事務局：十数件滞納があると認識している。総額では、約1億5,000万円程度というところ。

不納欠損については、できる限り債権の保全ということに努めており、一生懸命努力しているところである。手元に数字がないが、大きな額ではないと思っている。

委員：千葉港で、あの硫酸ピッチの9,000本という大量不法保管事件はこれに該当するということか。

事務局：その事件は公共埠頭ではなく専用埠頭から積み出した。

委員：そうすると、今のところ公共埠頭ではないけれども、専用埠頭ではそういうことがあったから今後可能性が出てくるので、この条項をつくったということか。

事務局：そうである。

委員：港湾管理条例でこういう規制をしてほしいという県民、あるいは県議会からの要請というのはどれくらいあるのか。

事務局：昨年9月の議会で、こういう残土の不法投棄について指摘を受け、港湾でそのほとんどが扱われているのではないかと、管理者はどういう対応をしているかという指摘をいただき、それ以降、現条例の中でとり得る最大のことを実施してきており、立入調査であるとか、事業者へ管理台帳の提出の御協力をお願いする、ということもずっとやってきている。また、千葉県のビジョンである「あすを拓く10のちから」の中の「2006年アクションプラン」の施策21の「残土対策の推進」ということで県民を挙げて進めていくと、このように明記されている。

委員：それは廃棄物条例とか、廃掃法とかで規制することはできると思うが、それ以上に港湾管理条例上、そういう規制を強くすることがどれくらい強く県民に求められているのかなという必要がある。それが強ければ、港湾管理条例には本来そぐわなくても、やっぱりそういうことをしなければいけないなど。混乱を防ぐようにうまく規定していくのが必要だと思うが。

事務局：廃土砂の移入量は、平成16年度の港湾統計の数字で、全国で424万トン。その中で千葉県に陸揚げされたものが285万トン。全国の半分以上が千葉県に揚げられてしまっている。東京はわずか5万8,000トンで、神奈川は6,000トン程度。千葉県には、こういったものに対する特殊な事情、統計数値がある。

全国の条例の傾向は、使用許可のときにおいて公の秩序もしくは公益上必要なときに不許可にできるといった条文規定を持っているところが9つ。許可されたものを公益上必要なときは取り消せるという条項を持っている都道府県が26（分母の数字は48）。また、条例に不許可の要件が定めておらず、規則や知事の裁量に委ねられている県は27ある。そういった全国的な状況を考えると、ある程度港湾の特殊性から機動的に不適正な使用を禁止していくということは全国的な方向性と思っている。

議長：全国で発生する廃土砂の半分以上が千葉県に集まっているということだが、千葉県は特に広いので、東京近郊からトラックで土砂が運び込まれて、山の中に捨てられてしまう。それについて不法投棄を禁ずる仕組みとしては、投棄される場所で規制をするという仕組みがあるが、実際にはなかなか機能していない。産廃条例で罰則をつけても、こういう業者は、恐らくそう簡単に言うことを聞かない状況だろう。その意味で、實際上、その土砂のうち6割ぐらいが港湾を経由しているということ。港湾のところで締める、そこで断ち切ると、

あとはトラックで運ぶしかなくなるということになるのかもしれないが、1つの有効な手段だろうと思われる。

千葉県にとって、そこで廃土砂の流れを断ち切るというのは、県民感情として、そうしてほしいということならば、こういう条例の是非を考えることも1つの必要性かというところである。恐らく全国で廃土砂が入ってくると、お互いに押しつけ合っているけれども、今のところ千葉県が半分以上引き受けている状況にあるというのが現状である。